

セコム駆けつけサービス 重要事項説明

1. サービス内容について

- (1) 要請者（お客様またはサービス対象者）は、家庭向けサービスにより検知された情報に基づき、セコムの出動が必要と判断した場合は、セコムの指定する方法を用いて出動の要請を行っていただきます。セコムは、要請内容に応じて、以下①②③のいずれかまたは全部を行います。
 - ①サービス対象者のご不在時に、サービス対象施設及び周辺の状況を確認し、その結果を要請者に通知します（ただし、サービス対象施設の確認は外部からの確認に限ります。）。
 - ②サービス対象施設にいる、要請者が指定するサービス対象者を訪問し、その結果を要請者に通知します。
 - ③要請者が指定するサービス対象者と、サービス対象施設近辺で合流し、サービス対象施設の玄関まで同行します。
- (2) セコムが、第 1 項各号の結果を所定の方法で要請者の所定の連絡先に通知を済した時点をもって、セコム駆けつけサービスの実施は完了します。

2. 料金およびお支払方法

- (1) お客様は、別途セコムが定めセコムのウェブサイト等に表示するセコム駆けつけサービスの利用料金を、パートナー事業者が指定する支払方法により、セコムにお支払いいただきます。
- (2) セコム駆けつけサービスの利用料金の算定の基礎となるセコム駆けつけサービス実施時間は、対処員が要請に基づく出動を開始した時点からセコム駆けつけサービスの実施が完了した時点までの時間を算定します。

3. ご契約の変更に関する事項について

- (1) セコム駆けつけサービスの提供条件の変更、著しい経済事情の変動等によりセコム駆けつけサービスの利用料金の変更が必要となったときは、セコムは合理的範囲内でセコム駆けつけサービスの利用料金を変更することができます。セコムは、セコム駆けつけサービスの利用料金の変更を行う場合は、30 日以上予告期間をおいて、変更後の内容を、セコムのウェブサイトへ掲載する方法その他の方法によりお客様に通知します。
- (2) セコムは、この規約を変更することがあります。この場合には、セコム駆けつけサービスの提供条件は変更後の規約によります。セコムは、この規約の変更を行う場合は、30 日以上予告期間をおいて、変更後の規約の内容を、家庭向けサービスのウェブサイトへ掲載する方法その他の方法によりお客様に通知します（ただし、変更が軽微でお客様に特に不利益にならないとセコムが判断した場合は除きます。）。お客様が変更後の規約に同意できないときは、当該予告期間中にセコムに通知することによって、セコム駆けつけサービス契約を解除することができます。

4. ご契約期間について

- (1) ご契約期間は、セコムまたはパートナー事業者がセコム駆けつけサービスの利用開始の通知を行った日から起算して 1 年間とします。
- (2) お客様から、ご契約期間満了の 1 か月前までにセコムまたはパートナー事業者に対し、終了の申し出がないときは、セコム駆けつけサービス契約は 1 年間自動的に更新され、その後も同様とします。

5. 家庭向けサービス契約の終了

お客様とパートナー事業者との家庭向けサービス契約が終了したとき（理由を問いません）は、自動的に本サービス契約は終了します。

6. ご契約の解除について

- (1) お客様は、セコム駆けつけサービス契約を解約しようとするときは、パートナー事業者が指定する方法で手続を行うものとします。
- (2) セコムは、お客様またはサービス対象者が次のいずれかに該当するときは、直ちにセコム駆けつけサービス契約を解除することができます。

- ① 以下のいずれかに該当することが判明したとき
 - a. 申込者が実在しないとき
 - b. 家庭向けサービス契約の契約者とセコム駆けつけサービスの申し込みをした方が別人のとき
 - c. 申込内容に虚偽または重大な不備があったとき
 - d. 申込者が、セコム駆けつけサービスまたはセコムグループが提供するサービスに関し、過去に代金の支払いを遅延し、もしくは不正に免れようとしたことがある場合、または契約を解除されたことがある場合
 - e. サービス対象施設がセコムのサービス提供エリア外であるとき
 - f. 申込者またはサービス対象者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員等をいいます。）に該当するときまたはそのおそれがある場合
 - g. その他、セコムの業務の遂行上支障があるときその他不適当と判断する相当の理由がある場合
- ② 下記「10. お客様側に守っていただくことについて」に定める行為があったとき
- ③ 支払期限経過後催告したにもかかわらず所定の料金の支払がなされないとき
- ④ 著しく頻繁にセコム駆けつけサービスを利用する、セコム駆けつけサービスの内容を超えた業務提供行為の要請があるなど、セコムが、継続的なセコム駆けつけサービスの提供が困難であると判断したとき

7. サービスの停止について

セコム駆けつけサービス利用契約に基づく支払が履行されない場合、または、セコムの責に帰すべき事由によらないで、セコムがセコム駆けつけサービスを提供することができなくなった場合（設備のメンテナンス、停電等を含む）は、その状態がやむまでの間、セコムはお客様への通知をすることなく即時にセコム駆けつけサービスの提供を停止します。この場合、セコムはセコム駆けつけサービスの提供についての義務を一切まぬがれます。

8. セコムの責任の対象外について

- (1) 家庭向けサービス（家庭向けサービスアプリ及び家庭向けサービスのウェブサイトを含みます。以下本条において同じです。）及び駆けつけ要請支援システムは、パートナー事業者によって提供されるものであり、セコムはその性能、内容、継続性について何ら保証しません。また、お客様がセコムへの要請その他の連絡に使用する通信機器及び通信回線は、お客様自身の責任と費用負担において、確保、維持されるものとし、セコムは一切の責任を負いません。家庭向けサービス、駆けつけ要請支援システム及び通信手段の全部または一部についての不具合、提供の中止、停止等によって、お客様がセコム駆けつけサービスを利用できない場合であっても、セコムはその責任を負いません。
- (2) セコムは、セコム駆けつけサービスの内容を超えたサービスの提供は行わず、また、セコムがお客様及びサービス対象者の要求により実施した特別のまたは追加のサービスの提供その他セコム駆けつけサービスの内容を超えたサービスの提供から生じた損害については、セコムに故意または重過失がない限りその損害を賠償しません。
- (3) セコムは、第三者によるセコム駆けつけサービスの不正使用等に起因して、お客様、サービス対象者または第三者が被った損害に対し、その損害を賠償しません。
- (4) セコムは、天災、法令・規則の制定・改廃、その他の不可抗力によってセコム駆けつけサービスの実施が妨げられた場合には、この規約、セコム駆けつけサービス契約その他の一切の規定にかかわらず、かかる不可抗力によってお客様に生じた損害について一切の責任を負担しません。

9. 損害賠償について

- (1) セコムは、セコム駆けつけサービスの提供に際し、セコムの責めに帰すべき事由によってお客様に損害が生じた場合に限り、その損害を賠償します。
- (2) 前項の場合において、セコムの賠償責任は100万円を上限とします。ただし、セコムに故意または重過失がある場合を除きます。
- (3) セコムは、この規約の各条項において保証しないとされている事項、責任を負わないとされている事項、お客様の責任とされている事項については、一切の責任を負いません。

10. お客様側に守っていただくことについて

セコムでは、次のような行為を禁止させていただきます。

- ①サービス対象者またはサービス対象施設の状況及び安全を確認する以外の利用目的でセコム駆けつけサービスを利用する行為。セコムおよびその他の第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。
- ②第三者の人権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- ③公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為。
- ④犯罪的行為、不法行為、またはそのおそれのある行為。
- ⑤セコム駆けつけサービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為。
- ⑥この規約に定める場合を除き、第三者にセコム駆けつけサービスを利用させ、またはセコムの事前の同意なしに契約上の権利義務を第三者に譲渡する行為。
- ⑦法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- ⑧有償と無償の別にかかわらず、第三者に対してセコム駆けつけサービスを利用させることなど、セコム駆けつけサービスを事業として利用する行為。
- ⑨その他、セコムが不適切と判断する行為。

11. サービスに従事させる社員等

- (1) サービスに従事させる人数は原則として1名とし、サービスに従事させるセコムの社員は、警備業法に定められた教育およびセコムにて定める研修を受講した警備員とします。
- (2) サービスに従事させるセコムの社員の服装は、警備業法に基づき届出した制服を着用するものとし、車両、無線機、警棒、懐中電灯等サービスに必要な機材を使用します。

12. ご自宅にて盗難等の事故発生時の措置

事故発生時に際しては、事態に即した必要な措置を行います。110番、119番通報は、セコムからの通知を受けて、要請者で必要性を判断し、要請者にて行っていただきます。ただし、セコムは、セコム駆けつけサービスの遂行中又は完了（要請者に連絡がとれないときに限ります）後において、110番、119番通報を行う必要があるとセコムが判断した場合に110番通報、119番通報を行うことがあります。

13. 再委託に関する事項

本サービスにおいて、サービス対象施設がセコム関連会社の管轄エリアであるときは、セコムは、セコムの責任で対処員の出動をセコム関連会社に委託することができます。その他本契約に定めるセコムの業務の全部または一部をセコムの責任でセコム関連会社等に委託することができます。

【セコムの関連会社】

| 会社名・代表者 | 住所・電話番号 |
|-----------------------------|-----------------------------------|
| セコム上信越株式会社 代表取締役社長 竹田 正弘 | 新潟県新潟市中央区新光町 1-10 025-281-5000 |
| セコム佐渡株式会社 代表取締役社長 宮澤 浩一 | 新潟県佐渡市泉 1031-5 0259-63-5100 |
| セコム北陸株式会社 代表取締役社長 柳内 清孝 | 石川県金沢市香林坊 2-4-30 076-222-2296 |
| セコム山梨株式会社 代表取締役社長 田中 慶一 | 山梨県甲府市徳行 3-12-25 055-220-7700 |
| セコム三重株式会社 代表取締役社長 澁川 洋一 | 三重県津市寿町 14-15 059-226-2552 |
| セコム山陰株式会社 代表取締役社長 佐藤 陽一 | 島根県松江市北陵町 34 0852-23-6000 |

| | |
|----------------------------|----------------------------------|
| セコム高知株式会社 代表取締役社長 植村 博史 | 高知県高知市北本町 4-2-12 088-884-8888 |
| セコム宮崎株式会社 代表取締役社長 八木 順二 | 宮崎県宮崎市橋通西 4-3-4 0985-32-2111 |
| セコム琉球株式会社 代表取締役社長 宮里 一 | 沖縄県那覇市久茂地 1-7-1 098-862-2221 |

14. 苦情窓口

| 内容 | 窓口 |
|---------------|--|
| サービスの提供に関する内容 | セコムオペレーションセンター 東京都三鷹市下連雀 8-10-16 セコム SC センター 電話：0422-79-8850 |
| 契約に関する内容 | ココセコム事務センター 北海道札幌市中央区北二条西 1 丁目 1-7 ORE 札幌ビル 8F 電話：0422-79-8807 |

15. 特約事項

特約事項がある場合は別紙によります。

16. 契約の締結日

お客様の申込時に登録されたメールアドレスあてに電子メール等で本サービスの利用開始の通知をもって契約の締結日とします。

本内容は、ご契約についての重要事項に関する説明内容となっております。
また、ご契約後は契約内容の一部となります。（警備業法および消費者契約法に則り定めた重要事項を含みます）
お申込される前に必ずお読みください。
詳しくは「セコム駆けつけサービス規約」をご覧ください。

セコム株式会社 代表取締役社長 中山 泰男
東京都渋谷区神宮前 1 丁目 5 - 1 電話 0120-855756

【特約事項】（MANOMA 利用者向け）

・2. 料金およびお支払方法について

お客様は、セコムが、セコム駆けつけサービスの利用料金（遅延損害金を含みます）についての債権を、パートナー事業者に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合、セコムは、お客様への個別の通知または譲渡承認の請求を省略します。